

前金	部分払
有	一回

平成28年度営文振補第1号
旧久居庁舎解体工事

工事場所	津市 久居東鷹跡町 地内				
工期	210日間				
工事概要	<p>解体</p> <p>本庁舎 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）4階建 延面積3,686㎡</p> <p>南庁舎 鉄骨造4階建 延面積1,392㎡</p> <p>北庁舎 鉄骨造2階建 延面積338㎡</p> <p>車庫及び資材庫 鉄骨造平家建 延面積150㎡</p> <p>北倉庫 木造平家建 延面積74㎡</p> <p>外部階段、外構、構内整備</p> <p>※上記に係る解体工事 一式</p>				
理事	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	主査	設計者
		設備担当主幹 検算者	設備担当 照査責任者	主査	設計者

解体					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設	直接仮設	1	式		
計					
建物解体	本庁舎	1	式		
建物解体	南庁舎	1	式		
建物解体	北庁舎	1	式		
建物解体	車庫及び資材庫	1	式		
建物解体	北倉庫	1	式		
計					
外構その他解体		1	式		
計					
設備撤去	電気設備撤去	1	式		
設備撤去	機械設備撤去	1	式		
計					
発生材処理		1	式		
計					
構内整備		1	式		
計					

解体		外構その他解体				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
舗装撤去	アスファルト舗装、コンクリート舗装、石畳、 インターロッキング、車止め、RCパブリカ、 3,328㎡程度	1	式			
	カッター入れ 57.5m程度 積込共					
樹木撤去	幹周15cm未満 261本 40～60cm未満 12本 人力・機械併用 抜根共	1	式			
RC法面擁壁撤去	L=108m程度 カッター入れ 4.2m程度 積込共	1	式			
花壇撤去	L=442m程度 積込共	1	式			
ポンプ小屋撤去	コンクリートブロック造27.8m ³ 程度 オイルタンク基礎撤去、積込共	1	式			
受水槽基礎撤去	21.7m ³ 程度 積込共	1	式			
鉄骨スロープ撤去	L=51.6m程度 積込共	1	式			
コンクリートブロック塀撤去	コンクリートブロック 86.9㎡程度 カッター入れ 49.9m程度 積込共	1	式			
フェンス撤去	目隠しフェンス、メッシュフェンス L=51.4m程度 扉撤去、積込共	1	式			
U字側溝・暗渠U字溝撤去	U字側溝、暗渠U字側溝 178m程度 排水管 10.3m程度 排水樹 9箇所 積込共	1	式			
物置撤去	物置 7箇所 積込共	1	式			
スチール階段・RC階段撤去	スチール階段 1箇所 RC階段 2箇所 積込共	1	式			
石碑移設	石碑 2箇所	1	式			
石碑台撤去	無筋コンクリート造 2箇所 5.6m ³ 程度 積込共	1	式			
自転車置き場撤去	ステンレス造 8.3㎡程度 積込共	1	式			
掲揚旗ポール・街灯撤去	掲揚旗ポール H=10m 3本 街灯 H=6m 4本 積込共	1	式			
掲示板・立て看板等撤去	標語立柱、郵便ポスト 2箇所 車いす用駐車区画看板、掲示板、 立看板 8箇所 積込共	1	式			
スチール門扉撤去	W2,300×H1,100程度 1箇所 積込共	1	式			
計						

特記仕様書

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>

写 真	主任・監理技術者
2cm×3cm 程度	氏 名 ○○ ○○
	工事名 ○○○○○工事
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会 社 ○○○株式会社 印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【現場パトロールに関する事項】

本工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において工事中の施工状況の確認等を行う現場パトロールの対象となります。

【石綿撤去に関する法令等】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「大気汚染防止法」等を遵守すること。

「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者を選任し管理すること。

【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は3部とする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。
なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力を願うものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- (1) 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

入 札 指 示 事 項

工事名称

旧久居庁舎解体工事

津 市 建 設 部 営 繕 課

(仕様書に関する事項)

図面記載の各仕様事項の解釈及び理解に際しては、建築工事の円滑な推進を念頭において、誠実でかつ親切な施工が無理なく完全に行われるよう十分承知すること。

なお、積算にあたっては、設計内容の理解に努め、後日に至り当方が示した数量内訳の誤り脱漏を指摘し、異議を申し立てることがないように、企業努力の最大の発揮に努めること。

(資材及び労務調達に関する事項)

仕様書に示されている各使用資材（木材等）の納入業者の決定に際しては、津市内で生産される品目もしくは、資材に技能労務を伴う業を行う者を優先的に選択するよう、十分に配慮を行うこと。

(工事質問と回答に関する事項)

1 施工計画に関する質問と回答

施工計画に関する質問は、平成28年 4月 8日(金) 正午 までに指定様式の質問書によりFAX又は持参にて提出すること。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

回答は、平成28年 4月13日(水) までに津市ホームページ（入札情報）に掲載します。

また、回答に対する再質問は認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

2 見積に関する質問と回答

見積に関する質問は、平成28年 4月22日(金) 正午 までに指定様式の質問書によりFAX又は持参にて提出すること。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

回答は、平成28年 4月28日(木) までに津市ホームページ（入札情報）に掲載します。

また、回答に対する再質問は認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

3 質問書の提出先

津市総務部調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階）

電話：059-229-3122

FAX：059-229-3333